

昭和初期の工場体操普及について

産業衛生協議会答申と内務省社会局の取り組み

佐々木 浩 雄

▶ キーワード

体操、工場体操、工場体育、
産業衛生、国民体育

▼ 要 旨

1930年代以降、逓信省簡易保険局が制定した国民保健体操（ラジオ体操）をはじめ、内務省および厚生省、文部省の各省庁、大日本体育協会（1942年に大日本体育会に改組）、全日本体操連盟などの関係諸団体から多数の体操が創案され、それらは国民体育振興策や国民体力管理政策を通じて国民に実践された。特に日中戦争勃発後は、国民精神総動員運動や紀元二千六百年奉祝事業を推進力として、学校児童・生徒だけでなく工場労働者らを含めた集団体操イベントが開催されるなど、戦時国民体育として体操の存在感は大きくなっていく。

本研究は1930年代に国民体育として成長を遂げる工場労働者の体操に着目し、内務省社会局および関係団体の動向を中心とした工場体操普及の施策化の過程を明らかにすることを目的とした。工場体育は、1910～20年代の工場法や健康保険法の制定・施行など労働者保護の動きを背景に30年前後の時期に施策化された。その過程には^{てんわかしどう}俾叡義等らによって組織された産業衛生協議会の答申があり、そこではスポーツよりも体操を奨励する方針が明示された。このほか体操普及のための専門家の雇用や指導者講習会の開催、労働者の姿勢矯正や疲労回復を目的とした親しみやすい体操の考案・普及など、以後の内務省社会局による工場体操奨励がこの答申の線に沿って進められていったことを確認した。

はじめに

明治以来、学校や軍隊を中心に実践されていた体操が、国民全体を視野に入れて奨励・普及されたのは1930年前後の時期からであった。1928年に制定された「国民保健体操」（ラジオ体

操)はその先駆けといえる。通信省簡易保険局からの発案でつくられたこの体操は、生命保険普及に付随した健康意識の涵養という意味合いをもっており、学校や軍隊の枠を越えて一般の人々に普及したという点で画期的であった¹。この時期から40年代にかけて、通信省だけでなく内務省・厚生省(1938年設置)・文部省の各省、大日本体育協会(1942年からは大日本体育会)、全日本体操連盟(1930年設立)などが体操普及を推進していく。

30年代に体操が存在感を高めたのは、満州事変から日中戦争という情勢下で戦時国民体育の必要性が叫ばれ、その合理的方法として体操が見直されたためであった。ラジオ体操はこのような時流に乗って普及・奨励された体操の代表であるが、本稿で取り上げる工場体育あるいは産業体育と呼ばれる領域での体操普及も30年前後から着手され、37年の日中戦争勃発以降、次第に体育国策の中核へと据えられていく。従来の体操史に関する研究では、学校体操や軍事的要求に基づく体操・教練についての研究に偏り、広く国民向けに普及した体操としてはラジオ体操に関する研究にとどまっていた。しかしながら、戦時国民体育として厚生省を中心に体操が奨励され、体力向上や団体訓練を意図して数多くの体操が考案されていた事実を考えると、工場体操が施策化された背景に関心が向く²。

工場体育に関する体系的な研究はないが、これまでに坂上³、高岡⁴、寶学・大熊⁵、野依⁶が言及している。1930年代におけるスポーツによる思想善導について論じた坂上は、主に労使協調という観点からスポーツが工場体育として普及したことを説明しているが、体操についてはほとんど触れていない。高岡も坂上と同様に1920年代からの工場体育の普及について俯瞰し、工場法や健康保険法など労働者と健康をめぐる問題の変化が1920年代に起こったこと、30年代には内務省社会局の事業とあいまって体操やスポーツの奨励がなされたことを概説しているが、政策化の過程や普及の実相には言及していない。寶学・大熊は1931年に本格化する工場体育奨励を東京工場協会関連の資料を用いて40年まで跡づけ、その実態を報告している。また野依は、内務省の労働衛生政策として始まった工場体育が国民統制策としての意味を付加されていく過程を主として産業福利協会機関誌『産業福利』を用いて描いている。寶学・大熊、野依ともに個別具体的な状況を説明しているが、いずれも普及活動に入ってからのものであり、工場における体操普及が施策化される過程については明らかになっていない。

本稿では工場・鉱山等の労働者を対象とした体操奨励の動向に着目し、戦時体制下の国民体

- 1 ラジオ体操を扱った研究としては、黒田勇「ラジオ体操の誕生」青弓社、1999/高橋秀美『素晴らしきラジオ体操』小学館、1998など参照。
- 2 1930年代におけるラジオ体操以外の体操普及については、石橋武彦/佐藤友久『日本の体操：百年の歩みと実技』不味堂書店、1966および拙稿「量産される集団体操：国民精神総動員運動の展開と集団体操の国家的イベント化」坂上康博/高岡裕之編著『幻の東京オリンピックとその時代：戦時期のスポーツ・都市・身体』青弓社、2009、405-444頁を参照されたい。
- 3 坂上康博『権力装置としてのスポーツ』講談社選書メチエ、1998
- 4 高岡裕之「戦争と健康」野村一夫/北澤一利/田中聡/高岡裕之/柄本三代子『健康ブームを読み解く』青弓社、2003、152-184頁
- 5 寶学淳郎/大熊廣明「戦前・戦中期日本の工場体育に関する研究：東京工場協会の体育活動(1931-1940)を中心として」『スポーツ産業学研究』11-1、2001、31-39頁
- 6 野依智子「労働衛生政策としての『工場体育』の変容に関する一考察：1930年代の雑誌『産業福利』を中心に」『大原社会問題研究所雑誌』No.607、2009、62-74頁

育の中核へと成長していく工場体操が、1920年代後半から30年代前半にどのような経緯で施策対象となり、普及されていったのかを論ずることにしたい。

I. 産業衛生施策としての体操普及

1. 『工場監督年報』と『産業福利』記事にみる工場体育の始まり

(1) 工場体育の所管

内務省社会局が労働者の体育に本格的に着手したのは1930年に入ってからであった。それは内務省社会局労働部の『工場監督年報』が1931年に入ってから初めて「工場体育」の項を立てたことから理解できる。『工場監督年報』は1918年以降発行されたが、最初の4年間は農商務省編、5年目となる1922年以降は内務省社会局が編集・発行している。つまり、工場および労働者の管理は22年から内務省社会局の所管事項となっていた。

運動競技の所管については内務省主催の明治神宮競技大会が創出された1924年以来、内務省と文部省の間で係争中であったが、1928年1月10日の閣議決定により文部省の所管とすることが定められた。ただし、その母体を内務省が所管するところのもの、すなわち青年団および女子青年団、工場・鉱山労働者といった団体の体育・スポーツは内務省の指導下にあった⁷。

(2) 1929年の全国調査：工場体育の実施状況

労働運動が高揚した1910～20年代、内務省当局は労使協調という観点から労働者の教化（＝思想善導）には努めていたものの、労働者の健康・体力問題に主眼をおいた施策には手が回っていない状況であり、野球やテニスなどが娯楽的に行われるか、協調会および修養団による教化活動の一環として「国民体操」や「強健術」が一部企業・工場によってとり入れられる程度であった。

1930年5月の産業福利協会機関誌『産業福利』には、1929年の内務省による工場体育実施に関する全国調査の結果が掲載されている⁸。これによれば調査の対象となった926工場のうち、「各種体操」が243工場で実施され、「庭球」が138工場、「野球」が122工場、「ピンポン」78工場、「陸上競技」27工場、「武道」（剣道、弓道、柔道、相撲、銃剣術）128工場などが主な実施種目としてあげられている。「体操」は実施243工場のうち、177工場で「国民体操」、27工場で「ラジオ体操」と、この二種類が8割以上を占めており、特に「国民体操」の工場内での定着が目される⁹。

調査は「国民体操」実施前と実施後の出勤率や疾病率の変化に関するものにも及び、概ね体操実施の効果を認める結果となっている。さらに工場経営者たちからも内務省当局がこれまで工場労働者に対して保健支援を積極的に推進してこなかった点が指摘され、競技会や講習会の開催要望のほか、「工場体操遊技を調査研究し、各工場に其の要領を配布し面白く効果あるやう

7 坂上康博『権力装置としてのスポーツ』講談社、1998、151頁

8 大西清治「工場体育運動に関する調査」『産業福利』第5巻第5号、1930、産業福利協会、1-26頁

9 「国民体操」については拙稿「国民体操の普及とその特質：大正期における修養団運動および協調会第1回労働者講習会（1921）での実践を中心に」『体育史研究』第23号、2006、85-100頁参照。

その範を示されし」「工場課主催にて各工場連合の体育会を催し、当局に於て大いに支援せられたし」「実際の指導法、講習会の開催を望む」「業態に適する体操を研究し「工場体操教範」の如きものを制定し指導奨励する方法を設けられんことを希む」など、組織的なスポーツや体操の振興、特に日常的・継続的に行い得る工場労働者に適した手軽な運動方法が要望されていることを示した。

(3) 工場体育における体操の位置づけ：スポーツよりも体操

工場体育の具体的内容は、上述のようにスポーツ、武道、体操など多岐にわたるが、内務省社会局技師で工場監督官の一人であった鯉沼弗吾は、「工場体育」の主眼は「作業より来る身体の病的状態の矯正と、疲労の恢復促進」であり、したがってその「本流は体操でなければならない」とし、スポーツへの熱中による「過労」等に注意を促している¹⁰。

工場体育として体操を奨励するという方針は鯉沼一人のものではなく、内務省当局の方針であった。それは1930年の内務省社会局の諮問に対する産業衛生協議会¹¹の答申にもみられる。この産業衛生協議会は後述するように産業衛生に関わる医師や研究者らによって組織されたものであり、社会局の施策に一定の影響力を及ぼした。工場体育振興に関する産業衛生協議会の提言については従来の研究では触れられなかったが、30年の時点で体育・体操の専門家とは異なる立場から工場体操の必要性を示した人々がいたこと、そして彼らの答申が30年以降の工場体育の展開を基礎づけたことは注目すべきである。

2. 1910～20年代における労働環境改善の動きと研究・調査機関の設立

次に1910～20年代の産業衛生に関する動向を概観し、どのような経緯で工場体育としての体操が奨励されるようになったのかを産業衛生協議会設立までの流れとともに把握しておくことにしたい。

(1) 工場法施行（1916）前後：工場監督官の設置と衛生関係団体の設立

産業衛生分野での研究・調査は、工場法制定への道程を開いた1903年の『職工事情』（1901年の農商務省調査報告）が先鞭をつけ、以後一つの研究分野として確立していく。その主要な対象は綿糸・紡績等繊維産業に従事する女工¹²であったが、次第により広範な工場・鉱山労働者を視野に入れたものとなる。

1915年には工場法施行に先立って農商務省商工局内に工場課が新設され、工場監督官4名、監督官補5名が任命された。翌16年には各府県警察部に21名の工場監督官と178名の工場監督官補が置かれ、工場法違反の取り締まり等に当たることとなった¹³。

10 鯉沼弗吾「大和民族更生の『体育民謡』：体育民謡研究会の生立ち」『産業福利』第8巻第4号、協調会、1933、59-63頁

11 1932年に日本産業衛生協会と改称。38年に社団法人化。現在は日本産業衛生学会として存続。

12 鹽谷宗雄は「内務省の昭和7年10月の統計によれば、全国の工場数は民営、官営併せて7万5千799、その職工数は178万3千868人である。この中16歳未満の保護職工数は94万965人、即ち全体の52.7%を占めてゐる。この保護職工の中女子が91万8千869人、即ち97.6%を占めてゐる。」と報告している。（鹽谷宗雄「日本民族の保健問題について」『体育と競技』第15巻第5号、1936、14-25頁）

13 三浦豊彦「労働と健康の歴史：第二巻」労働科学研究所、1980、308頁

1916年の工場法施行後には産業衛生に関するいくつかの研究機関や工場医会が創立されている。例えば、研究者の集まりとしては1918年に大日本工鉱業衛生協会、26年には大阪で産業医学会が設立されている。また、工場法の施行にともなって医師である工場監督官が任命されると、各地方監督官が工場衛生の改善向上を目的とする工場衛生会または工場医会の設立を提唱した。1917年には愛知県工場医会、18年には福岡県工場医会、19年には神奈川県工場衛生会、20年には京都府工場医会が設立されている¹⁴。

(2) 1920年代の動向：改正工場法と健康保険法の施行

1920年代に産業衛生の観点から労働者の体育振興が図られたのは、1916年の工場法施行をはじめ、8時間労働制や深夜業の禁止を盛り込んだ1919年第一回国際労働総会（ワシントン）など第一次大戦後の国際的な労働条件改善の動きと連動している。このような中で1923年3月31日、改正工場法が公布された。この改正法により、法の適用範囲は従来の職工15人から10人以上の工場まで拡張され、深夜業禁止の猶予期間は改正法施行後3年間とされた。保護職工についてもその範囲が15歳から16歳未満までに拡張され、最長就業時間は12時間から11時間に短縮された。

この改正法の施行は関東大震災などの影響で1926年7月まで延期されたが、健康・安全に対する労働者や工場経営者の意識は確実に高まりをみせていた。また、1927年には主に工場鉱山労働など危険な業務に携わる労働者を対象に「健康保険法」が施行された（22年に制定されたが関東大震災の影響などにより施行までのタイムラグが生じている）。通信省簡易保険局が国民保健体操を創案したのも保険事業の一環であったように、1920年代は、労働条件の改善による労働の能率化の要請や健康保険制度導入にともなう労働者の健康管理の必要性が使用者側に改めて認識され、制度的な整備が進められた時期であった。

(3) 協調会、産業福利協会、産業衛生協議会の設立

このような流れの中で、内務省の関係団体として工場体育にも関与する協調会、産業福利協会、産業衛生協議会が設立された。

民間の教化団体である修養団との連携によって比較的早い時期から労働者の体操普及に取り組んだ財団法人協調会は、労使協調のための研究調査・社会事業を行う機関として1919年12月に誕生している¹⁵。1925年には災害予防などの安全対策を主たる業務とする産業福利協会¹⁶が設立された。その設立目的は「産業災害の予防、労働衛生の改善その他福利施設の指導奨励を為し一方労働法規の円満なる施行を助くると共に兼ねて全国各地に於ける工場懇話会、工場衛生会等の同種団体の中央機関として其の連絡提携を計ること」¹⁷とされているように、産業災害の予防、労働衛生の改善にあったが、あわせて関係法規の施行に沿うものであった。

また、工場法をめぐる行政整備が進む一方で、労働環境改善や労働災害防止に関する調査・研究も進められた。産業福利協会は内務省社会局の外郭団体であったが、1919年に設立された大原社会問題研究所は、倉敷紡績社長の大原孫三郎が設立した民間の研究・調査機関であった。

14 三浦前掲書（1980）216-220頁

15 修養団と協調会による労働者講習会を通じた体操普及については、前掲拙稿（2006）参照。

16 1936年、協調会に吸収され、協調会産業福利部となった。協調会のその他の部署は総務部・調査部。1941年には前年の大日本産業報国会設立にともなって協調会産業福利部は廃止された。

17 湯澤三千男「財団法人産業福利協会の事業」『産業福利』第4巻第5号、1頁

その衛生部門は、その後倉敷労働科学研究所として独立し、さらに東京に移転して日本労働科学研究所となる。

このように1910～20年代には労働運動の高まりを背景に労働者保護、労働条件の改善に関する法整備が進み、労働問題に関する研究・調査機関が設立されていった。1929年に設立された産業衛生協議会は、工場体育との関係についてこれまで言及されることがなかったが、工場体操の奨励について社会局に答申を示し、後の工場体操を基礎づけたという意味で注目すべき団体である。その中心人物は大原社会問題研究所から倉敷労働科学研究所の所長に就いた暉峻義等であった。暉峻は人道的な見地から産業衛生に取り組んだ労働科学のパイオニアとして知られる人物である。後述するように、産業衛生協議会は政府の諮問機関として設置されたわけではなかったが、設置以降たびたび内務省社会局長からの諮問に対して答申を示している。以下に工場体操に関する産業衛生協議会答申をみてみよう。

Ⅱ. 産業衛生協議会答申と「工場鉦山基本体操」の創案

1. 第二回産業衛生協議会答申（1930年）

1930年に開催された第二回産業衛生協議会に対して内務省社会局長は以下の事項を諮問し、1月20日付で産業衛生協議会理事長暉峻義等から答申書が提出された¹⁸。

- (イ)「工場鉦山に於ける労働者の健康保持増進に関し最も適切と認めらるる施設如何」
(ロ)「工場鉦山に於ける呼吸器及消化器病の予防に関し最も適切と認むる施設如何」

(1) 工場体育に対する認識

(イ)について答申では、①「体育の合理的実施並にその施設の普及」②「労働者の栄養状態の改善」の二点を最も緊急を要することとしてあげた。体操に関しては、①「体育の合理的実施並にその施設の普及」の部分で述べられている。そこでは「職業の分業的活動は身体の局部的労作を要求すること大にしてこれを放任するときは身体の調和的發育を阻止し（労）動力の完全なる発達とその充実を期し得ざるは勿論、近時に於ける最高の経済的利益を目標とする産業合理化運動の一般的促進は当然に作業速度と単位時間中に於ける作業量の増強を結果しつつあるを以て、労働者に於ける産業疲労の発生の機運はこれによって益々増進せられつつあるものと認めざるを得ず」と現状を分析し、「故に合理的なる体育の実行とその施設の普及により、一方に於ては積極的に労働力の健全なる発達を促進し他方疲労の恢復を促進することは刻下の急務なりと信ず」と対策を示した。

(2) 体操の奨励：発達段階と継続実施への配慮

特に「工場鉦山に於ける労働者体育の合理的実施並にその施設普及に関する具体案」として「工場鉦山に於ける体育運動は所謂「スポーツ」よりもより一層の努力と指導とを体操に置く」と明言していることは注目される。さらに「工場鉦山の体育の現状はその体操様式が無味乾燥

18 1930年の答申に関する引用は、産業衛生協議会「社会局に提出したる産業衛生協議会の決議並びに答申」『産業衛生協議会報』昭和4～7年、産業衛生協議会によるが、文中のカタカナはひらがなに改めた。

なるため常に実行難が訴へられつつあり、故に趣味と実行を具有する『工場体操』の創案は右実行の根本要件なり」と体操実施における課題とその解決のための方策としての「工場体操」の制定にまで言及した。そのために「政府は体操の専門家、工場鉱山経営の実際家及び産業衛生の専門家より成る委員会を設けこれが創案を促進せんこと」、また「工場鉱山体操指導者養成の講習会を開くこと」を提案した。

このほかにも体育施設の拡充や保護職工（未成年労働者）の体育についても言及され、特に「發育未完成者の職業的生活は從來の研究結果の示すところによれば、その心身の調和的發育を阻止するものなりと認めらる」として、保護職工の体育を「緊急を必要とする」と位置づけた。具体的には50人以上の保護職工を使用する工場鉱山では少なくとも一週間に三時間の「強制的なる体育の時間を設定するよう勸説すること」を政府に求め、これを組織的かつ合理的に実施するためにしかるべき指導機関を設置することを提案している。

(3) 産業合理化運動への対応：体操の姿勢矯正・保健効果と巧緻性向上

折しも1928年に起こった世界恐慌の余波は日本経済に重くのしかかっており、第一次大戦後から唱導されていた産業合理化は、恐慌からの脱出の手だてとして推進されていった。1929年11月21日には産業合理化審議会が設置され、翌12月には産業合理化要綱が決定された。30年6月には臨時産業合理局官制が公布され、産業合理化策が推進されていく。産業合理化には流れ作業など作業の単純化・効率化も含まれており、答申でも触れられているように、安全運動と健康保持の観点に加えて生産活動による肉体の酷使からの解放や姿勢の矯正、精神的解放などによる能率の向上も体操奨励の目的の一つとして位置づけを大きくしていく。さらに体操実施による身体の巧緻性向上も議論にのぼることとなった。

2. 第四回産業衛生協会答申（1932年）：労働者に適した体操の考案

工場労働者に対する体育の必要性とそのための具体的方法としての体操の選択という方向性は1930年の答申に示された。その後、内務省社会局は工場体育への取り組みを拡大し、体操の専門家として赤間雅彦を日本体育会体操学校から招聘した。警視庁工場課でも河田新吉に体育技師を嘱託しており、以後、彼らを中心に工場体操の普及が試みられるようになる。しかし、具体的な体操の内容については30年の答申では示されておらず、32年の産業衛生協議会で議論されることになる。

1932年3月12日に名古屋で開かれた第四回産業衛生協議会では、社会局長官の諮問「本邦に於ける産業労働者に課すべき体操には如何なる医学的要素を含ましむべきや」に対する答申がまとめられた¹⁹。

答申では体育の目的を「身体の發育を完全にし、兼て健康を増進するにあることは勿論であるが更にその組織的实施により身体的鍛鍊を加へ意思疎通の敏速と巧緻とを増進し、同時に軽快明朗なる精神の陶冶に資せんこと」とし、労働者に課すべき体操も基本的にはこの目的を達成するために行うべきであるとした。しかし、「一般学校体操或は軍隊体操と、産業労働者に課

19 1932年の答申に関する引用は、産業衛生協議会「社会局に提出したる産業衛生協議会の決議並に答申」『産業衛生協議会報』昭和4～7年、産業衛生協議会、182-183頁による。

せらるべき体操とは、その目的、方法、及び技術に於て、多少相違すべきものがある」という見解を示している。すなわち労働者は既に独立した社会人として生産経済に関与し、それぞれが独自の職業生活において社会的活動をなしているのであるから、学校や軍隊において行われるような「単に体育訓練のみを重要視し、感興を無視したる組織的訓練を以て臨むことは不可である」というのである。

また、労働者は日々長時間の生産的活動に従事するため、労働に入る前に体操を行うことにより心身の調整を企図し、作業の休憩時間あるいは終業後には、無味単調な生産的活動から心身を解放することが必要であり、局部的あるいは全身の緊張をほぐし、疲労の回復を促進する手段を講じなければならない。このような観点から労働者向けの体操には、①体操の質、②体操の量、③作業に於ける巧緻性の増進、④体操の材料、⑤体操を行う時、⑥体操の場所、⑦体操時に於ける服装、⑧十八歳以下の心身発育中にある労働者の体操について、の8点が考慮されるべきとしている。

いくつかをかいつまんで説明すると、「①体操の質」とは、様々な職種の労働者の身体に適切に働きかけるような運動を含むことをいう。例えば、職種は「精神労働者」「筋的労働者」「長時間に亘る立ち作業に従事する労働者」「坐業者」「一定の姿勢保持を要求される労働者」などに分けられ、それぞれが抱える問題は異なる。答申にはこれらすべてに適した体操あるいはそれぞれの職種の問題に応じた複数の体操を必要とするとの見解が示されている。

また、「③作業の巧緻性と体操の関係」に言及している点も注目される。答申では「凡て工場作業は或一定の生産的活動を目的とする意志動作であるが故に、その動作の適確と敏捷性、換言すれば巧緻性は、近代産業の生産能率並に危害防止上、最も重要な資格の一つである。而も今日多数の労働者に就ては明にこの点に於て劣悪なる事実があげられてゐる。然るに体操は正に神経中枢と筋肉との総合的官能の調和を養ひ、以て意志動作の巧緻性を増進する一方法であると考へられるのである。故に労働者に課せらるべき体操に於ては、この意志的動作の適確と巧緻性を増進せんとするに積極的な要素が加へらるべきである」とした。これは労働者保護の観点と同時に産業合理化運動が意識されたものといえよう。

「④体操の材料」については「単に身心の組織的鍛錬のみを主眼とし、無味乾燥なる材料のみを配材したる労働者体操は往々にしてその永続性を失ひ、遂にその実効を収め得ないことが稀ではない」と注意した上で、「体操本来の目的に適ふと共に労働者の感興を刺戟し、勇躍自ら進んで演習に加はらしむるが如き種類のものであることが大切」とであると論じている。例えば民謡や音楽を加え、あるいは遊戯やダンスのようなものを挿入し、時には複雑な運動を入れたり、材料を更新することも必要であるとした。社会局囑託として体操普及に努めた赤間雅彦が推進した「体育民謡」あるいは「民謡体操」の普及はまさにこの線に沿ったものであった。

「⑧十八歳以下の心身発育中にある労働者の体操」については前述したとおりであるが、「次の時代の産業能率を担ふて立つべき労働者の身体及び精神の完全なる発達を保護しなければならない」と強調し、この答申が人道的な見地からのものであることを印象づけている。

このように労働者に適した体育的要素を満たす体操の創案が要望され、疲労回復や姿勢矯正における体操の合理性や発達段階への配慮、時間、場所、服装など体操の具体的な姿が提示された。この答申を受けての最も直接的な動きは、協働会による「工場鉱山基本体操」の制定と

体育民踊（民謡体操）の普及であった。体育民踊については野依²⁰の報告に詳しいので、ここでは「工場鉾山基本体操」についてみることにしたい。

3. 「工場鉾山基本体操」の制定

(1) 工場鉾山体育研究会の発足

工場鉾山基本体操の制定は、財団法人協調会の主導によるもので、協調会が体育・体操の専門家に呼びかけて1932年5月11日に設立した工場鉾山体育研究会によって策定された。

工場鉾山体育研究会の研究員には、植林昌四郎、大谷武一、小野原誠一、金子魁一、刈屋卓一郎、河田新吉、倉永小三、古瀬安俊、鯉沼茆吾、鈴木誠治、杉本正信、竹雅進平、暉峻義等、出口林次郎、中谷重治、西村福太郎、原田賢、馬場武、引地亮太郎、松村恒、松元稲穂、山川建、矢野兼三、柳田亨、吉田章信、吉田清、吉植精逸の27名が名を連ねた²¹。

同研究会では「工場鉾山に於ける労働者の体育問題」をテーマとして、当該問題の研究調査、発表及試演、出版を主な事業として掲げている。会長には協調会常務理事の吉田茂、幹事に古瀬安俊、鈴木誠治、山川建、矢野兼三が就いた。早くも同5月19日に開かれた幹事会では、最初の事業として工場鉾山従業員に対する基本体操型の研究発表をすることが決定され、前述の答申を提出した産業衛生協議会理事長の暉峻義等（医学博士）に加えて大谷武一、小野原誠一、金子魁一（医学博士）、河田新吉、古瀬安俊、鯉沼茆吾（医学博士）、鈴木誠治、出口林次郎、松元稲穂、柳田亨²²が体操策定の特別委員に依嘱された。

(2) 「工場鉾山基本体操」の制定

その後幾度かの会合を経て、工場鉾山基本体操型は7月14日の特別委員会で決定された。体操の目的は「血液の循環を佳良ならしめ、疲労回復、姿勢の矯正、巧緻性の養成、健康の増進、進んでは心身の鍛練等種々あり」とされている。そのための体操は性別、年齢別、業態別等によって差異があり、これらすべてに適合する完全無欠な型を決定することは極めて難しいため、その共通項に留意して決定されたものであるという。つまり、ある程度の普遍性をもって実践することが可能であるが、これを遍く普及するための唯一の体操であるという認識ではなく、工場鉾山体育研究会では性別、年齢別、業態別その他の特殊事情に応じたそれぞれの体操を創案する準備があるとしている。

工場鉾山基本体操は【図1】に示すように、(一)誘導運動（動作第一～第三）、(二)主運動（動作第四～第九）、(三)整理運動（動作十～第十一）からなり、約三分間で終了する。運動の要素としては「国民保健体操」と大差はないように見える。

産業衛生協議会の答申にそって創案された工場鉾山基本体操であるが、その後の普及活動や

20 野依前掲論文（2009）

21 工場鉾山体育研究会「工場鉾山基本体操」協調会、1932（一枚もの。体操図解・解説文、体操制定までの委員制定過程などについて記述がある。）

22 柳田亨は東京YMCAの体育主事としてデンマークに留学し、31年のニルス・ブック来日時には、京城（現ソウル）まで迎えに行くなどブック来日計画の中心人物の一人であった。ブックの体操についての著書「デンマーク体操」三省堂、1931がある。「基本体操」という名前は柳田を通じたブックの影響によるものと考えられる。

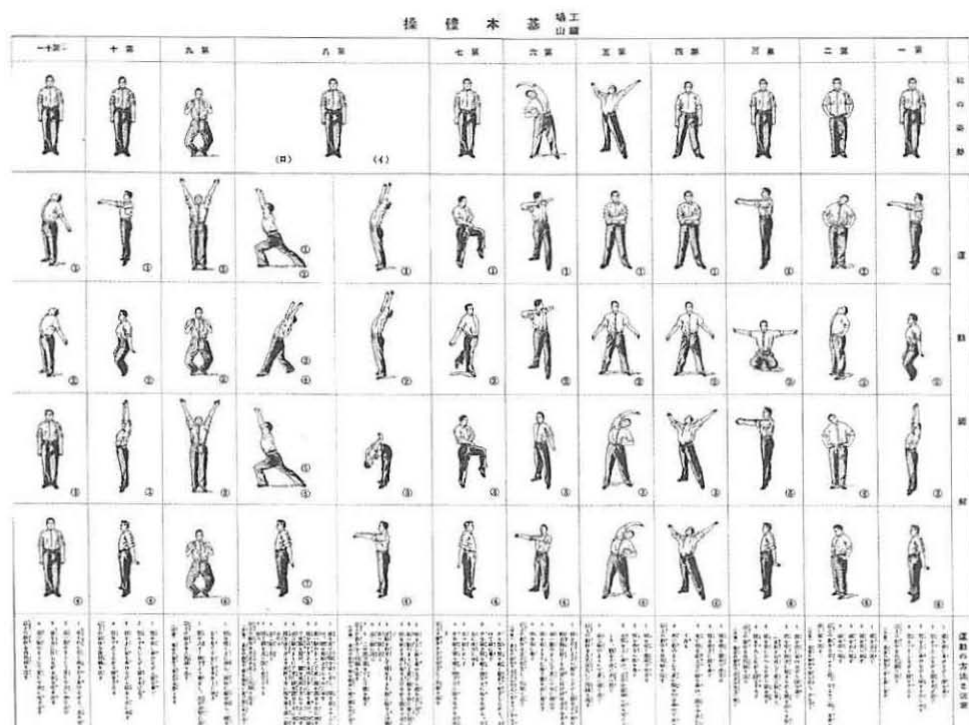


図1 「工場鉦山基本体操」図解

実践の記録は見つからず、労働者にどの程度実践されていたのかは不明である。1930年以降、「体操祭」や「ラジオ体操の会」が盛況となり、ラジオ体操が庶民に浸透していったことを考えると、工場鉦山体操の存在意義は創案時にはすでに薄まっていたのではないかと推測される。しかしながら、内務省の肝いりで協調会が動き、医学関係者・体育関係者が名を連ねた研究会が組織され、工場鉦山労働者のための体操が考案された事実は注視すべきであろう。

Ⅲ. 産業衛生協議会と暉峻義等：工場体操奨励の背景

1. 暉峻義等の略歴

この「工場鉦山基本体操」制定までの過程で注目されるのは、産業衛生協議会という組織とその理事長であった暉峻義等という人物である。産業衛生協議会も暉峻義等も従来の体育史ではまったく触れられることがなかったが、工場体操の施策化への影響力という意味で閑却できない。

暉峻は1889年兵庫高砂生まれ。鹿児島の第七高等学校造士館を卒業後、1910年に東京帝国大学に入学し、1917年に医科大学生理学科を卒業した。大学院では永井潜のもと生理学研究室で研究を進める傍ら、委託を受けて浅草の労働者学校での講師も務めた。有馬頼寧、近衛文麿、木戸幸一によって設立されたこの学校で、暉峻は週2回、生理学と栄養学の講義を行ったとい

う。この運営に参画した人の中には華族や様々な知識人がおり、この人脈はその後の暉峻の進路に影響を与えるものになったという²³。

1916年には内務省および警視庁から調査を依託され、東京の貧民街である本所の状況を6ヶ月間にわたる住み込み調査によって報告した。その成果は『社会衛生学：社会衛生学上に於ける主要問題の論究』（1927年刊行）に収録されている。暉峻は労働者の実態や貧困者の衛生問題（乳児死亡率、皮膚病、呼吸器系疾患、眼病の蔓延など）を肌で感じながら若き日を過ごしたのである。1919年には倉敷紡績社長の大原孫三郎が社会問題の研究機関として設立した大原社会問題研究所（現在の法政大学大原社会問題研究所）に招かれ、紡績女工、労働者、農民の生活・健康調査を開始した²⁴。

暉峻が主宰した大原社会問題研究所の労働衛生部門は、その後倉敷労働科学研究所として独立し、後に東京に移転して日本労働科学研究所となった。暉峻は21年から倉敷労働科学研究所長に就任している。暉峻は戦時期には同研究所を大日本産業報国会の附属研究期間として存続させるべく、大日本産業報国会理事（1941～）や大政翼賛会国民運動局長（1944～）も務めた。労働科学研究所は1942年に大日本産業報国会の付属機関となり、同所長にも就いている。戦後は1948年以降、公職追放により労働科学研究所の所長を退いた。その後、1952年には財団法人労働科学研究所の顧問に、61～64年には日本大学理工学部教授に就いた。66年死去（享年77）。

2. 産業衛生協議会における工場体操奨励の背景

(1) 産業衛生協議会設立の意図

暉峻は主に医学的視点から生活、労働環境、栄養、運動など総合的な労働者研究を行った。その彼が中心となった産業衛生協議会が20年代後半から30年代初頭にかけて工場体育の必要性を論じ、具体的方法としてスポーツよりも体操を奨励することを明示したことは興味深い事実である。

産業衛生協議会は体育の専門家ではなく、医学・衛生学関係者の集まりであった²⁵。しかも社会局の諮問機関として設立されたというのではなく、少なくとも表向きは、暉峻が同業者に呼びかけて全国的な産業衛生の情報交換や議論の場として結成された民間団体であった。暉峻がどのような意図をもって産業衛生協議会を設立したのかは、次の文章からうかがい知ることができる。

「私営的研究機関の価値はその有する自由の分野の大なることに存する。自由は活動であ

23 中山いづみ「大原社会問題研究所と労働科学の誕生」『大原社会問題研究所雑誌』No.591、2008.2、4-9頁。このほか暉峻の経歴等については、暉峻義等博士追憶出版刊行会編『暉峻義等博士と労働科学』暉峻義等博士追憶出版刊行会、1967や三浦豊彦『暉峻義等：労働科学を創った男』リポート、1991、裴富吉『労働科学の歴史：暉峻義等の学問と思想』白桃書房、1997など参照。

24 暉峻の研究や社会的活動については、三浦豊彦『労働と健康の歴史』第三巻・第四巻、財労働科学研究所、1980および三浦豊彦『暉峻義等：労働科学を創った男』リポート、1991に詳しい。

25 社会局技師として産業衛生に携わった鯉沼によれば、10年代から20年代に組織された各地の工場医会や衛生会に属する医師らが産業衛生協議会に参加したという（三浦豊彦『労働と健康の歴史：第三巻』労働科学研究所、1980、226頁）。

る。活動力の旺盛なことである。関係者の意志的協力と理解との続く限り、この自由と活動力は確保せられる。必要に当面して、適切なる活動が最も有効に、而も即時に現はれるのも、私的機関のもつ強味である。この強味の上に、われらの研究所の発達はなされて来たのである。何事も規則づくめで、規定にしばられ、前例に縛られて、動きのとれないとの非難をよく聞く官的の機関との相違の一つの重点は確かにここにあると思ふ。併し事、少くとも国民の生活に関係し、社会の安寧と、国家政策の根底に横はる基礎的な事実に関連を有する以上一丁度わが研究所の場のやうに—この種研究機関の私的経営は、その効果とその利用とに於て頗る遺憾がある。また研究者が私人たるがために屢々越え難き研究上の難関に遭遇し、手をこまねいて徒らに国民生活の安寧と秩序とに障礙を与へる事象の進行を傍観してゐなくてはならないと云ふ場合も起り得たのである」²⁶。

暉峻は倉敷労働科学研究所という私的機関の研究員として自由に活動できるというアドバンテージと引き替えに、国民生活に関わる重大事項に対して直接的な影響を及ぼすことの難しさを感じており、この点に不満を持っていたと解釈できる。社会局の人間や民間組織の人間を含めた全国的な組織として産業衛生協議会が構想されたのは、こうしたジレンマを越える一つの手だてであったと考えられる。

(2) 産業衛生協議会設立当時の役員とその位置づけ

産業衛生協議会の創立当時の役員は以下のとおりであった²⁷。

- 理事長：暉峻義等
- 理事：南俊治（東洋紡衛生課長）、鷹野翰（三井造船玉造船所病院長）、持木丈二郎（東洋レーヨン滋賀工場病院長）、暉峻義等（倉敷労研所長）、八木高次（倉敷労研）、中川順助（住友鉱業新居浜病院長）、河村一郎（三井三池炭坑病院長）、大西清治（社会局技師）、松下正信（福岡鉱山監督局鉱務監督官）、柏崎治（呉海軍工廠軍医長）、松井甚四郎（名古屋鉄道病院長）、永井人雄（陸軍砲兵工廠三等軍医正）、小松原謙三（大阪煙草専売局専売医）、黒田静（八幡製鉄所病院副院長）
- 幹事：石川知福（倉敷労研所員）、松島周蔵（倉敷労研所員）

役員ではない参加者については不明であるが、役員には暉峻ら倉敷労研の所員のほか工場医や内務省社会局の人間が就いている。例えば、理事に名を連ねる大西清治は倉敷労研で研究活動を行い、社会局へ戻ったばかりであった。こうしたつながりも産業衛生協議会の諮問機関としての位置づけを可能にしていたと考えられる。

実際に、産業衛生協議会は第一回総会時から社会局長官名での諮問を受けて討議を行い、答申を出しているが、答申に関しては総会で「本会ノ答申ガ採用サルベキ可能性アリヤ」との質問も出ていた。これに対しては社会局技師である大西清治が「社会局トシテハソノ意ハ考慮スベキ意向デアル」²⁸と応えており、このやりとりから察するに、設立当初は構成員の中でも諮問機関としての役割は確たるものとして共有されておらず、答申が社会局を動かすかどうかは半信半疑の状態であったことがうかがえる。しかしながら、その後も社会局は労働衛生に関する

26 三浦前掲書（1980）226-227頁

27 三浦前掲書（1980）230頁

28 三浦前掲書（1980）231頁

事項をたびたび諮問しており、産業衛生協議会は民間の立場からの意見を行政施策に反映させたいという暉峻の意図を一定程度は達成したものと考えられる。

3. 工場体操奨励の背景：産業衛生協議会の事情

暉峻らが1920年代後半以降工場体操奨励に着手したのは、労働者の保護や健康の保持増進という課題への積極的な取り組みであったといえるが、それ以外に消極的な理由もあったようである。

当時内務省の工場監督官であった鯉沼荊吾²⁹は、昭和に入ってから活動について次のように述べている。

「昭和に入ると、不景気になりましてね、社会局でもやかましいことがいえなくなって、むしろこんどは喜ばせることをやれ、栄養の問題と体育の問題を昭和5年ぐらいから採り上げてきた。私は体育を受け持って、日本の踊りを体操のなかに入れようということで、日本体育専門学校が荏原にありましたね。そこの教授で赤間雅彦という人、この人は器用な人で、体操と民謡を利用した踊りを教えてくれたんです。東京では日本医師会館の部屋を借りて、そこを会場にして週1回集まって、練習したことがあります。昭和7年頃ですね。これは東京だけではなくて、各府県に赤間氏を送って、私もときには一緒に行ってやったものです。」³⁰

鯉沼は、『工業中毒』（金原書店、1925）、『職業病』（鉄塔書院、1934）、『職業病と工業中毒』（保健衛生協会、1938）などの著書に示されるように、戦前は産業衛生の中でも特に製糸業に従事する女工の結核予防や、蓄電池・メッキ工場等の鉛、水銀、ヒ素等を取り扱う作業従事者の職業病予防に力を注いだ人物である。しかしながら、不況下の情勢はこのような生産体制の転換を迫るような取り組みには逆風となったようである。大幅な職場環境の改善を要求することが難しくなるなかで、鯉沼らは工場主や労働者に理解が得られやすく、実行に移しやすい栄養面や体育の問題を取り上げるようになったと考えられる。

暉峻や鯉沼、古瀬安俊（工場法施行時の農商務省衛生関係監督官。工場鉦山体育研究会監事で工場鉦山基本体操創案にも関わった。）ら産業衛生の第一線で活動する医学者たちが工場体育に提言を行ったのは、国際的な動向を受けた労働環境改善の一環であったことは間違いないが、不況のあおりを受け「やかましいこと」がいえなくなっていく状況への対応でもあったと考えられる。産業衛生的観点からみると、不況が深刻化する30年前後は根本的な製造工程や工場環境の改善を要求する状況ではなく、経営者にも比較的受け入れられやすい体操普及に力が入れた時期であったといえよう。

29 鯉沼荊吾（1891-1980）コイヌマ ボウゴ：1917年12月、東京帝国大学医科大学医学科卒業。18年1月より同大学衛生学教室にて研究し、同年5月から農商務省技師、工場監督官となり、工場法施行にともなって新設された工場鉦山衛生研究所に入所。22年11月、労働行政の内務省移管とともに内務省社会局技師、工場監督官として17年もの間工場衛生を指導した。戦前は産業衛生の中でも特に女工の結核予防や、鉛や水銀等を取り扱う作業従事者などの職業病予防に力を注ぎ、戦後も産業衛生領域の研究者として学会の中核を担った。

30 「日本産業衛生学会の今昔を語る：鯉沼荊吾、梶原三郎、斉藤一先生に聞く」『産業医学』特別号、1979、11頁

Ⅳ. 1930年代の体操普及：産業衛生協議会の答申後

1. 内務省社会局・警視庁工場課の工場体育奨励

(1) 1929～32年の工場体育をめぐる動きの概要

前述した社会局による工場体育実施調査（1929）や産業衛生協議会からの答申（1930）が示され、工場体育専門の嘱託として赤間雅彦が着任する1929年から31年までの間が、工場体育の転換期であったと考えられる。

この間の内務省および関係団体の動向は以下のようにまとめることができる。

- 1929年、工場体育に関する全国調査実施（社会局技師 大西清治の報告）
- 30年1月、内務省社会局の諮問「工場鉱山に於ける労働者の健康保持増進に関し最も適切と認めらるる施設如何」に産業衛生協議会が答申
- 31年、社会局労働部嘱託として日本体育会体操学校から赤間雅彦を招聘
- 31年、警視庁工場課嘱託として日本体育会体操学校から河田新吉を招聘
- 31年9月、警視庁工場課が第一回工場体育指導者講習会を開催
- 32年3月、内務省社会局の諮問「本邦に於ける産業労働者に課すべき体操には如何なる医学的要素を含ましむべきや」に産業衛生協議会が答申
- 32年5月、工場鉱山体育研究会を組織（協調会）
- 32年7月、「工場鉱山基本体操」制定（協調会）
- 32年11月、工場体育デー実施（警視庁工場課・東京工場協会共催）
- 32年12月、体育民謡研究会発足（産業福利協会内）

(2) 赤間雅彦と河田新吉による体操指導の展開

前述したように『工場監督年報』には31年以降「工場体育」の項が設けられ、具体的な施策の内容や課題等が記述されるようになる。この報告書によれば、31年に社会局は「工場体育の原則を確立し、好適なる工場体操の形式を定めんが為め」³¹日本体育会体操学校から赤間雅彦を嘱託として招き、工場体育として適した工場体操、体育民謡等の開発研究や工場体育講習会の開催など労働者の体育に着手した。32年には河田新吉が警視庁工場課・東京工場協会体育技師として正式に採用され、赤間とともに1940年代に至るまで工場体育・産業体育の振興に携わった。

31年の『工場監督年報』には、加えて9月に来日したデンマーク体操のニールス・ブッカー一行の影響にもふれられており、ブッカー一行のデモンストレーションに触発されるかたちで9月25日から10月6日にわたって日本体育会体操学校で第一回工場体育指導者講習会を開催したことが記されている。この講習会では管内各工場から体育指導員となるべき者を集めて赤間雅彦らによって工場体操および体育民謡が教えられ、工場での実施を促した。

その効果については、1932年の『工場監督年報』に次のようにまとめられている。

「工場労働者に実行せしむる適当なる体育的運動の攻究は前年来続行しつつありたる処にし

31 内務省社会局『工場監督年報』昭和6年、201頁

て、前年の実験に基き労働者をして永続的に実行せしめ得る体育的運動として工場体操並に体育民謡の混合実施を適当と認め其の創案者たる日本体育会体操学校教務主任赤間雅彦を労働部囑託として実地指導に着手したるが、警視庁及京都府に於ても専門家を置くこととなれり。体育民謡は日本の国粹的色彩に富み且つ優雅なる新旧民謡を利用するものにして独特の矯正的体育運動と民謡の持つ情調とにより勤労者の身心に良好なる影響を及ぼすものなれば適当に指導実行せしむるときは労働者の保健は勿論精神の慰安ともなるものとして事業主及従業員の両方より歓迎せられ実施する工場及従業員の数は急速に増加しつつあり。」³²

赤間が中心となって普及に取り組んだ体育民謡（民謡体操）は、主に女工を対象とした娯楽的保健体操として考案され、従来の号令に従う堅苦しい体操のイメージとは異なる親しみやすい歌と踊りで構成したものであった。先に紹介した鯉沼の回顧談から判断すると、工場体育の必要性を認識した社会局が赤間を招き、赤間が鯉沼ら産業医学・衛生学の専門家に具体的な体操の姿を提案したものと考えられる。このほか32年7月には「工場鉦山基本体操」が制定され、同年11月には第一回「工場体育デー」が警視庁工場課と東京工場協会の共催で開催された³³。この「工場体育デー」は、第三回目の1934年には9月21日から23日までの3日間に東京府下の1万1,251の工場、21万2,070名を導引した巨大なイベントとなっていた³⁴。

2. 集団体操への発展

(1) 集団体操イベントへの工場体操の参入

1930年代後半に入ると工場体操・産業体操は保健や娯楽だけにとどまらない価値を発揮することとなる。以下、補足的に工場体操のその後について述べておきたい。

1935年には朝日新聞主催「日本体操大会」が企画され、数万単位の参加者が集う集団体操大会が創出されたが、1938年以降、工場体操もこの大会に参入し、存在感を示すこととなる³⁵。1938年5月1日の第4回日本体操大会関東大会（明治神宮外苑）では13団体50工場から男女合わせて3,600人の工場労働者が参加し、工場団体連合体操として「日本産業体操」（男女）と「愛国行進曲」（女）が演じられた³⁶。この「日本産業体操」は、この大会で演じるために河田新吉が作成したものであり、河田は「一糸乱れざる統制の下に工場体操を実演し、他の学校団体に伍して寧ろ優秀なる成績を挙げ」³⁷たと自讃している。

同年の関西大会でも文部省体育官の森秀が、工場体操団体（住友金属工業製鋼所）や女子工場団（大日本紡織尼崎工場）の入退場や演技を「産業青年の出来栄が、学校団体に比し同一尺

32 内務省社会局『工場監督年報』昭和7年、209頁

33 内務省社会局『工場監督年報』昭和7年、209頁

34 内務省社会局『工場監督年報』昭和9年、241-242頁

35 「日本体操大会」その他の集団体操イベントの創出については、前掲拙稿（2009）参照。

36 河田新吉「統制美と迫力」『産業福利』第13巻6号、産業福利協会、1938、127-128頁

37 河田新吉「昭和12年度に於ける警視庁管下工場体育の奨励と其の根本的強化策」『産業福利』第13巻第4号、産業福利協会、1938、207-208頁

度を以てしてなんらの遜色なき事実が眼のあたりに実証された」³⁸と高く評価している。森に限らず多くの体育関係者が各誌で統率のとれた工場体操の様子を賞賛しており、工場団体の集団体操は関東・関西問わず高いレベルを示すようになっていたことがうかがえる。

(2) 工場体操の変質：戦時下国民体育へ

1937年に日中戦争が勃発し、国民精神総動員運動が展開される中で工場体操も変質していくことになる。例えば、「民謡体操」の題材となる音楽は、当初の「佐渡おけさ」や「木曾節」といった民衆文化を意識したものから、次第に「皇国日本」「日本よい国」（中央教化団体連合会制定、1936）、「愛国行進曲」（内閣情報部選定、山田耕作編曲、1938）、「日の丸行進曲」（有本憲次作詞、細川武夫作曲、1938）、「進軍の歌」（歌詞：本田信壽、作曲：陸軍戸山学校軍楽隊、振付：赤間雅彦）など軍国調のものが増えていく。さらに、乃木大将を題材にした詩吟にあわせた「吟詠体操」（1939）や明治天皇の歌にあわせた「神前体操」（1939）など赤間と河田は次々と新たな体操を創作していった。

このように工場労働者に向けた体操は、各種の集団体操イベントにおける予想以上の成果を受けて、姿勢矯正や気分転換のための保健体操であることを前提としつつも、戦時国民体育として推奨される集団体操演技を目的としたものへと転化していった。そこには紀元二千六百年（1940年）の奉祝事業も当然意識されることになる。

戦時深まる1943年、河田新吉は31年以降の工場体育・産業体育の成長と自身を取り巻く状況の変化について以下のように述懐している。

「僅か一昔前であるが、労働をした上に体育運動を行へば疲労を増す、そして一日何百円の欠損になると殆ど相手にされなかった。昭和6年警視庁に体育専門家として就任したものの、俸給の出途に窮した結果、各工場より毎月零細な金員を徴収することに決定した。

爾来十有二年、主として都下百余万産業人の心身錬成の上に専心微力を捧げて来た。其の間羊腸たる刺の道を切り拓いて来たが、現在では作業時間を割愛し、幹部陣頭に起ち全従業員をして徹底的に年中無休で体操を実施し、偉大なる成果を挙げてゐる工場数は実に帝都だけで、将に三千に達せんとしてゐる。」³⁹

30年代後半以降は、日中戦争と国民精神総動員運動（1937年）、厚生省の設置（1938年）、大日本体育会発足（1942年）に象徴されるように、軍事的な要求にもとづいた国民体育振興と国民体力管理政策が進められ、その中で体操は集団体操の流行と各種体操の量産という形で社会的な位置づけを高める。43年の時点では体操イベントの開催が難しくなるため、工場体育・産業体育は保健的・鍛錬的な体操に比重が戻っていくが、工場体操が途についた12年前からの体操に対する世間の認識の変化は、河田をして隔世の感を禁じ得ないものであった。

おわりに

本稿では1930年代に国民体育として成長を遂げる工場労働者の体操普及に着目し、内務省社会局および関係団体の動向を中心に、工場体育としての体操奨励の施策化の過程を明らかにす

38 森秀「関西大会所感」『アサヒスポーツ』第15巻第12号、朝日新聞社、1937年5月1日

39 河田新吉「産業体育十周年」『体育日本』第21巻第5号、1943、46頁

ることを試みた。その結果、以下の点を新たな知見として得ることができた。

- 30年代前半の内務省社会局および関係団体の工場体育への取り組みは、暉峻義等が中心となった産業衛生協議会答申に沿ったものであった。
- 30年と32年に示された産業衛生協議会答申では、工場体育としてはスポーツよりも体操を行うことが明示されていた。
- 32年の答申を受けて協調会の主導で暉峻ら産業衛生協議会の構成員に大谷武一ら体操指導者が加わった工場鉱山体育研究会が組織され、工場労働者に適した体操として「工場鉱山基本体操」が創案された。

内務省を中心とした工場体育は、1910～20年代の工場法や健康保険法の制定・施行など労働者保護の動きを背景とした産業衛生施策として30年前後の時期から着手されたが、一方で文部省を中心とした学校体操関係者や競技団体による体操普及の取り組みも、ラジオ体操の創案（1928年）、文部省の諮問機関である体育運動審議会答申「体育運動の合理的振興方策について」（1930年）、全日本体操連盟の設立（1930年）、ニールス・ブッカー一行の来日（1931年）などを契機として急速に進んでいく。

このような国民を対象とした体操は、厚生省設置につながる陸軍からの国民体位向上の要望や日中戦争勃発、それにともなう国民精神総動員運動という時局に後押しされ、工場体操も産業衛生施策から国民体力施策、国民精神作興施策へと意味合いを広げていく。このような国民体育としての体操の普及を考えると、工場体操は体育史の重要な一側面であるとの認識から、本稿ではその施策化の過程を明らかにした。「工場鉱山基本体操」のその後や工場体育におけるスポーツの位置づけ、全日本体操連盟や体育運動審議会など文部省関係の機関・団体と工場体操の関係、実践者の取り組みの実相などは今後の課題としたい。

※本稿は科学研究費補助金「15年戦争下における集団体操の奨励と国民身体の統制」（若手研究B、2010～2011年度、研究課題番号22700635）による研究成果の一部である。